

外来感染対策向上加算に関する掲示

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、外来感染対策向上加算について下記の通り対応しております。

<外来感染対策向上加算の算定>

患者様やご家族、当院職員、その他の来院者等を感染症の危険から守る為、感染防止対策に関して、以下のような取組を行っております。

- ・感染管理者が中心となり、職員一同院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウィルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して、地域医師会や基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供や助言を受け、院内感染対策の向上に努めます。
- ・当院は、新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。